

木質ペレット原料収集～消費側規制緩和の項目

	項目	現状	問題点	要望	効果
1	木質ペレットの貯蔵	火災予防条例の少量危険物等の貯蔵及び取扱いの届出が必要となるが、所轄消防署によって固形燃料としての解釈が異なる。 「木材加工品及び木くず」指定数量10m3と解釈する地域が多いが、「再生資源燃料」指定数量1000kgと解釈される地域もある。	地域によって届出の品名が異なり、所轄消防署への確認が必要	1. 解釈によって指定数量が異なるため、全国で統一してほしい。	
2	木質ペレット灰の処理	ペレットボイラーや冷暖房機から排出される灰は、産業廃棄物扱いとなる地域と肥料や土壌改良材等の利用ができる地域がある。	有害物質を含まないペレットであれば、灰を肥料や土壌改良材等に利用できるが、一律に産業廃棄物扱いとなってしまうと、有効利用できるペレット灰であっても産業廃棄物として逆有償で処理する必要がある。	1. 木質ペレット規格や灰の成分等の規格で灰を肥料や土壌改良材として利用できるようにしてほしい。	1. 有害物質の含まれていない灰の再利用が可能になる。 2. 木質燃料を利用しているユーザーの灰処理負担が軽減され、木質燃料の市場が拡大される。
3	木質ペレット原材料の収集	大半のペレット工場は、原材料を有価物として購入してペレットを製造しているため、廃棄物関連の規制には抵触しないが、安価でまとまった量の原材料を収集するには、山に放置されている林地残材間伐材、製材所で焼却処分されている木くずを利用したい。 ・森林に放置されている間伐材や林地残材は一般廃棄物扱い、製材所の木くずは産業廃棄物扱いとなり、無償又は逆有償で収集するときには、一般廃棄物収集運搬と産業廃棄物収集運搬の許可が必要となる。	1. 産業廃棄物は都道府県、一般廃棄物は市町村の許可が必要なため、手続きに時間がかかる。 2. 林地残材と製材所木くずの収集量と処理量をそれぞれ管理する必要がある。	1. 無償で原材料を収集する場合、原材料となる林地残材や製材所の木くずに有害物質の混入のないものは有価物扱いにしてほしい。 2. 上記が難しいときは、許可を一本化・手続きの簡素化してほしい。	1. 手続き簡素化によるペレット材料収集の効率化とコストダウン 2. 安価な材料が収集できることにより、ペレット単価も安価になり、市場拡大に寄与するとともに、ペレット工場の収益も改善する。 3. ペレット以外の木質資源利用にも、上記と同様の効果が期待できる。
4	木質ペレットの製造	木質ペレット原材料に一般廃棄物又は産業廃棄物扱いの原材料が含まれる場合は一般廃棄物中間処理と産業廃棄物中間処理の許可が必要となる。	1. 産業廃棄物は都道府県、一般廃棄物は市町村の許可のため、手続きに時間がかかる。また、環境アセスメントも必要になる。 2. 有価物、一般廃棄物、産業廃棄物それぞれの管理が必要になる。廃棄物扱いのものは、設備処理能力の14日分以上は保管できない。	1. 有害物質の含まれない木が原料であり、現在日本ペレット協会で検討されているJIS又はJAS規格を満足しているペレットであれば、原材料も廃棄物扱いから外してほしい。 2. 上記が難しいときは、許可を一本化し、手続きも簡素化してほしい。	1. 原材料の低価格化によるペレット工場の収益改善と安価なペレット流通による木質燃料の市場拡大